新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、7月10日（土）にスポーツ少年団活動における留意点・対外試合等の取り扱いについてお知らせいたしましたが、8月1日（土）以降は下記のとおりとさせていただきますので、活動に際しましては、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1.スポーツ少年団活動再開にあたっては、十分な準備運動を行うなど、団員の身体的な負荷を考慮した活動を段階的に行っていくなど、怪我の防止に十分に留意すること。

2.群馬県や各競技団体で作成しているガイドライン等を参考に、各競技特性に応じた感染防止対策を講じたうえで活動を行うこと。

3.県外における「合同練習」や「練習試合」、「大会」等については、自粛を解除する。
なお、感染が拡大傾向にある地域での「合同練習」や「練習試合」、「大会」等、またその地域から県内へ受け入れて行う場合は、引き続き自粛とする。

4.宿泊を伴う活動については、自粛を解除する。
なお、感染が拡大傾向にある地域での宿泊は、引き続き自粛とする。

5.今後新型コロナウイルス感染拡大により、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に示されている警戒度が2に引き上げられた際は、各活動の中止や自粛を求める可能性がある。

令和２年７月２８日
群馬県スポーツ少年団
本部長　小　林　　馨